前条第一項	排他的経済水域において行う	行う特定大陸棚（排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行令（平成八年政令第二百十二号）第五条第一項の規定により読み替えられた法第三条第一項に規定する特定大陸棚をいう。）の定着性種族に係る

附　則

この省令は、排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（平成二十六年十月一日）から施行する。